

独立行政法人通関情報処理センターに関する省令の
廃止等に関する省令案要旨

- 1 独立行政法人通関情報処理センターに関する省令を廃止することとする。
- 2 目的達成業務、新株等を引き受ける者の募集その他の輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が財務大臣の認可を要する事項について、申請書の記載事項及び申請書の添付書類を規定することとする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則第5条～第18条の新設)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、平成20年10月1日から施行することとする。